

後期高齢者医療制度(長寿医療制 度)は、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方の医療費 を国民みんなで支える制度です。

医療費負担の仕組み

公費(国、都道府県、市町村)約5割+ 後期高齢者支援金(現役世代の負担)約4割+ 高齢者からの保険料1割

特別徴収の方

医者にかかるとき

できます。

なお、

かかった医療費の一部を負担します。

(名刺サイズの保険証)

で受診

原則1枚の被保険者証

特別徴収の方は、平成20年4月から年金受給月ごとの納 4月~8月で年金天引きした仮徴収額が、 (天引き)となっています。 7月に本算定

された平成20年度の年間保険料額を上回る場合には、 差額について還付します。 その

*

平成19年中の所得により、

負担割合が変更になる方に

現役並み所得がある方……3割負担

一般の方………………1割負担

は、

8月から新たな被保険者証を発行します。

別途通知します 月と同額が天引きされます。 なお、平成21年の4月~8月の仮徴収額は、 (保険料額の変更のある方には、 平成21年2

制度開始時に被用者保険の本人及び被扶養者であった方

- から特別徴収へ移行します なりますが、そのうち特別徴収の対象となる方は、 被用者保険の本人であった方は、 7月から普通徴収と 10 月
- 料がかからず、 します。 被用者保険の被扶養者であった方は、 10月から徴収 (普通徴収又は特別徴収) 9月までは保険

入院時の患者負担額の軽減について

額 付を希望される方は、 効期限が平成20年7月31日となっています。 標準負担額減額認定証の提示により、「入院時の患者負担 住民税非課税世帯の方が入院した場合、 が軽減されます。現在、 申請してください。 認定証をお持ちの方は、 限度額適用・ 引き続き交

各種申請について

当窓口で申請できます 医療の給付や葬祭費などは、 今までどおり各市町の 担

平成20年4月以降75歳になられる方

- 期高齢者医療の保険料の普通徴収が始まります。 医療保険から後期高齢者医療制度に変わり、7月から後 4~5月に75歳になられた方は、 国民健康保険などの
- 2か月後)、 高齢者医療制度に変わり、保険料についても順次 6月以降75歳になられる方については、誕生日で後期 賦課されることになります。 (概ね

問い合わせ

愛媛県後期高齢者医療広域連合 役場町民課保険医療係

